

TOKACHI SHINKUMI
DISCLOSURE

2020

2020年 ディスクロージャー誌

十勝信用組合の現況

●平成31年4月1日～令和2年3月31日

ちかくにいるから、
チカラになれる。



十勝信用組合



目次 Contents

ごあいさつ	2
経営理念、基本方針、沿革・歩み	3
組合概況、事業の組織図、役員の一覧、会計監査人の名称	4
事業概況、主要な経営指標の推移	5
自己資本の充実の状況	6
不良債権等の対応	7
リスク管理態勢について	8～11
コンプライアンス(法令等遵守)態勢について	12
総代会制度について	13
主要な事業の内容	14
商品・各種サービスのご案内	15～16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	17～20
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
資料編	22～38
報酬体系について	39
法定開示項目一覧	40
営業地区・店舗、トピックス	41
店舗一覧表	42

ごあいさつ

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から厚くお礼申し上げます。

本年も当組合の現況について、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じ当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。



昨年、新元号「令和」の幕開けとともに国内経済、道内経済は緩やかな回復に向かい、十勝管内においても胆振東部地震の影響から減少していた観光関連の回復、基幹産業である農業粗生産は昨年を上回り個人消費や雇用情勢に回復の兆しが見えはじめた年でありました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に伴い東京オリンピックの延期、インバウンド需要消失等々幅広い業態の業績が悪化、世界規模で経済環境は一変し事業者の皆様から資金繰りに関する相談の声が多岐にわたる状況が続いております。

このような情勢下、当組合は第3次中期経営計画（3ヶ年）の初年度として引続き地域金融の円滑化と経営の強化に邁進し、創業支援資金をはじめとする成長性を重視した融資や日本政策金融公庫と提携の協調融資を活用し資金需要に積極的に取組んだ結果、貸出金期中平均残高及び期末残高共に前年を上回り、収益面においても12期連続の黒字を計上するに至り、本来業務の収益力を示すコア業務純益は4期連続増加、経営の健全指標となる自己資本比率は10.41%を確保することができました。

これもひとえに地域の皆様のお引き立ての賜物と深く感謝しております。

また、今秋には西支店の移転新築を予定しており、さらなる利便性の向上と親しみやすい信用組合を目指しお客様の期待に応えられるよう努めてまいります。

今後におきましても、地域金融機関として最優先に取組まなければならない、新型コロナウイルス感染症による資金需要には迅速かつ柔軟に対応するとともに、組合員さまの生産性向上に向けた金融機能を発揮し、地元発展のため役割を果たすことに邁進してまいりますので変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘

経営理念

1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして
恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、
役職員の生活向上を目指して努力する。



基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

沿革・歩み

昭和	31年 8月	帯広市西1条南12丁目に開店	平成	17年 9月	「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開店
	37年 11月	緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)		18年 1月	ATMによる他行振込カード利用開始
	39年 11月	北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)		18年 2月	一時払い終身生命保険の取り扱い開始
	42年 11月	幕別支店開店		18年 11月	創立50周年記念式典を挙げる
	43年 11月	本店、現在地に移転開店		20年 2月	適格機関投資家の指定を受ける
	50年 12月	上土幌支店開店		20年 3月	北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結
	52年 11月	南支店開店		20年 6月	高橋克弘 理事長に就任
	55年 12月	西支店開店		22年 11月	井上潔前理事長「黄綬褒章」受章
	58年 9月	啓北支店開店		24年 5月	高木喜一元理事長「旭日双光章」受章
	59年 8月	全銀データ通信システム(為替)に加盟		24年 12月	経営革新等支援機関として認定を受ける
60年 8月	預金業務オンラインシステム稼働開始(全国信組共同)	25年 2月	でんさいネット(全銀電子記録債権)開業に合わせて取扱開始		
平成	2年 7月	銀行等業態間CD提携(MICS)業務開始	25年 11月	高橋克弘理事長「黄綬褒章」受章	
	8年 11月	創立40周年記念式典を挙げる	26年 11月	啓北支店、現在地に移転開店	
	10年 6月	北海道拓殖銀行春駒橋支店跡に緑ヶ丘支店移転	27年 8月	㈱日本政策金融公庫と地方創生に関する業務提携締結	
	12年 4月	郵貯とのCDオンライン提携業務開始	27年 12月	インターネットバンキングサービス開始	
	14年 1月	損害保険窓販業務開始	28年 11月	「大規模災害発生時の相互支援協定(協定先:北海道銀行・帯広信用金庫)」の締結	
	14年 12月	上土幌支店改築開店	29年 2月	創立60周年記念講演を挙げる	
	15年 4月	インターネットホームページに経営情報の開示開始	29年 4月	奨学金制度「はばたき奨学金」の取扱開始	
	16年 4月	中小企業金融公庫・釧路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結	30年 8月	㈱日本政策金融公庫との協調融資商品「ベストタッグ」取扱開始	
	16年 11月	監査法人 トーマツと監査契約の締結	令和	2年 3月	新型コロナウイルス対応緊急資金取扱開始
	16年 12月	決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始			
17年 6月	本店建物改修				

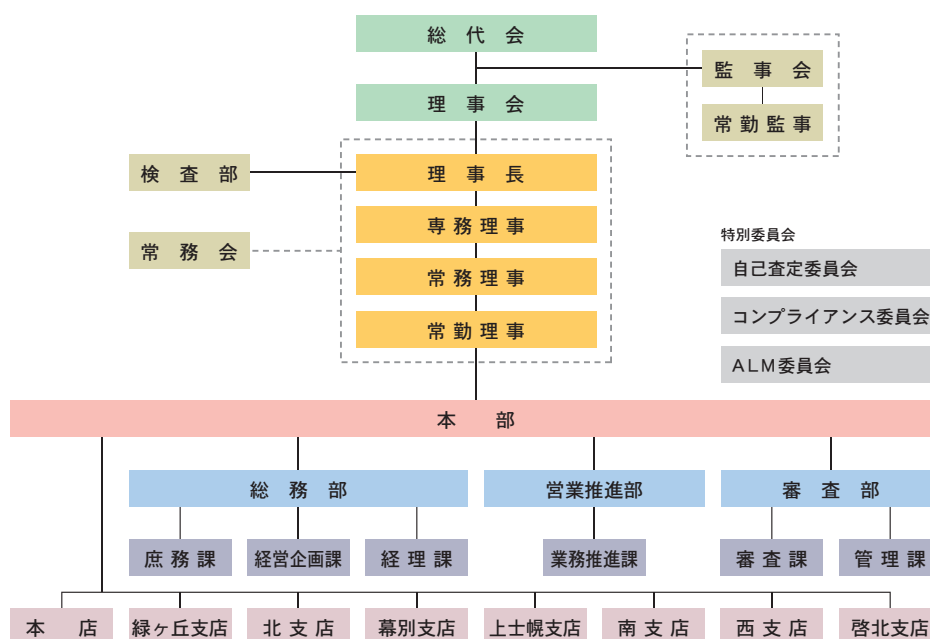
組合概況

(令和2年3月31日現在)

名称	十勝信用組合	職員数	73名(男性47名・女性26名)
本店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地 TEL 0155-23-1371(代)	店舗数	8店舗
設立	昭和31年8月	市内	本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北
出資金	5億24百万円	管内	幕別、上士幌
預金残高	541億円	事業内容	預金・融資・為替業務の他 ㈱日本政策金融公庫等各種代理業務
融資残高	349億円	商工会議所	議員

事業の組織図

(令和2年6月23日現在)



役員の一覧 [理事及び監事の氏名及び役職名]

(令和2年6月23日現在)



当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
※協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事

会計監査人の名称

(令和2年6月23日現在)

有限責任監査法人 トーマツ

事業概況

預金・積金の状況

「令和定期預金」の発売、「サマー定期預金、ウインター定期預金」の推進、年金受給先を対象とした「年金旅行」「理事長杯年金パークゴルフ大会」など、地元から必要とされる金融機関を目指した活動を継続、地縁・人縁による地域密着活動を更に推進し、利用者の利便性の向上を主眼とした外訪活動を積極的に展開したことにより、預金は期中平均残高539億13百万円（対前期比13億61百万円・2.59%増）、預金残高は541億7百万円（対前期比15億5百万円・2.86%増）となりました。

貸出金の状況

事業先に対しては創業支援資金をはじめとする成長性を重視した融資や、日本政策金融公庫との協調融資を活用し資金需要に対応、個人顧客に対しては各種個人ローンの推進を積極的に行った結果、期中平均残高334億23百万円（対前期比12億40百万円・3.85%増）、貸出金残高349億82百万円（対前期比9億75百万円・2.86%増）となりました。

損益面の状況

利回りは低下したものの貸出金の増加が大きく寄与し資金運用収益は対前期比59百万円増収となり、当期純利益は1億98百万円で対前期比27百万円増を計上することができました。また、本来業務の収益力を示すコア業務純益は4期連続増加、黒字計上は連続12期となりました。

組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引続き、出資金の増強を推進致しました。

その結果、組合員皆様のご理解とご協力を頂き、当期中に11,219千円出資金額が増加し、組合員数は12,169名、出資金総額は524,625千円となりました。

出資配当率について

出資金の配当率は、実績等から年2%と致しました。

（単位：人、百万円）

組合員数

区 分	平成30年度		令和元年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	10,769	398	10,745	402
法 人	1,402	114	1,424	122
合 計	12,171	513	12,169	524

主要な経営指標の推移

（単位：千円）

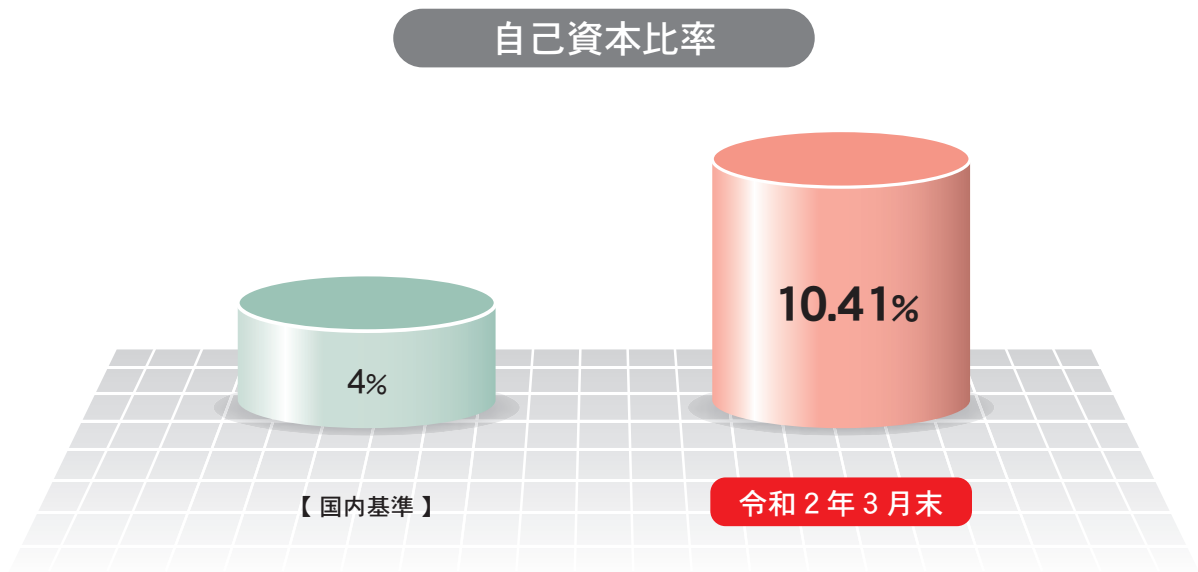
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	1,229,157	1,203,496	1,182,207	1,164,109	1,232,109
経 常 利 益	328,931	282,611	248,511	249,826	282,651
当 期 純 利 益	220,286	198,304	157,574	171,050	198,951
預 金 積 金 残 高	48,165,274	50,348,689	51,639,654	52,601,554	54,107,129
貸 出 金 残 高	28,467,160	29,997,858	32,444,552	34,007,293	34,982,524
有 価 証 券 残 高	15,866,685	14,715,365	14,969,842	12,530,442	11,201,794
総 資 産 額	51,982,239	54,354,182	56,388,786	57,092,658	58,583,070
純 資 産 額	2,994,565	2,901,458	2,833,506	3,322,425	3,316,856
単体自己資本比率	11.14%	11.34%	10.92%	10.49%	10.41%
出 資 総 額	485,162	496,546	504,965	513,406	524,625
出 資 口 数	970,324 口	993,093 口	1,009,931 口	1,026,812 口	1,049,250 口
出資に対する配当金	9,480	14,507	9,906	10,068	10,222
職 員 数	75 人	81 人	75 人	70 人	71 人

（注） 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。
当組合の令和2年3月末の自己資本比率は、国内基準(4%)を充分上回る10.41%を確保しております。
当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。



■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金及び一般貸倒引当金等により構成されています。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、令和2年3月末の自己資本比率は、10.41%と国内基準(4%)を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいている出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の積上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。

不良債権等の対応

当組合は、融資審査・管理能力の向上に努め、貸出債権の不良化の未然防止に努めております。また、貸出金査定業務の厳正運営により保有する資産が、どの程度の危険にさらされているかを適正に把握し、資産の健全性確保を図っております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) (B) + (C)	保全率 (%) (D) / (A)	貸倒引当金 引当率 (%) (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	933	501	432	933	100.00%
	令和元年度	833	438	394	833	100.00%
危険債権	平成30年度	217	215	1	216	99.56%
	令和元年度	200	195	3	199	99.21%
要管理債権	平成30年度	120	108	1	109	90.76%
	令和元年度	110	104	0	105	94.99%
不良債権計	平成30年度	1,272	824	435	1,259	99.05%
	令和元年度	1,145	739	398	1,138	99.38%
正常債権	平成30年度	33,239				
	令和元年度	34,340				
合計	平成30年度	34,511				
	令和元年度	35,485				

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7. 金額は決算後 (償却後) の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / (A)
破綻先債権	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	45	32	100.00%
延滞債権	平成30年度	1,150	716	99.92%
	令和元年度	989	602	99.84%
3か月以上延滞債権	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成30年度	120	108	90.76%
	令和元年度	110	104	94.99%
合計	平成30年度	1,271	824	99.05%
	令和元年度	1,145	739	99.38%

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。) のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援 (以下「経営再建等」という。) を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の未取利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金 (上記1及び2を除く) です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 (上記1～3を除く) です。
 5. 「担保・保証 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. 「保全率 (B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	-	-

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス (法令等遵守) 態勢について

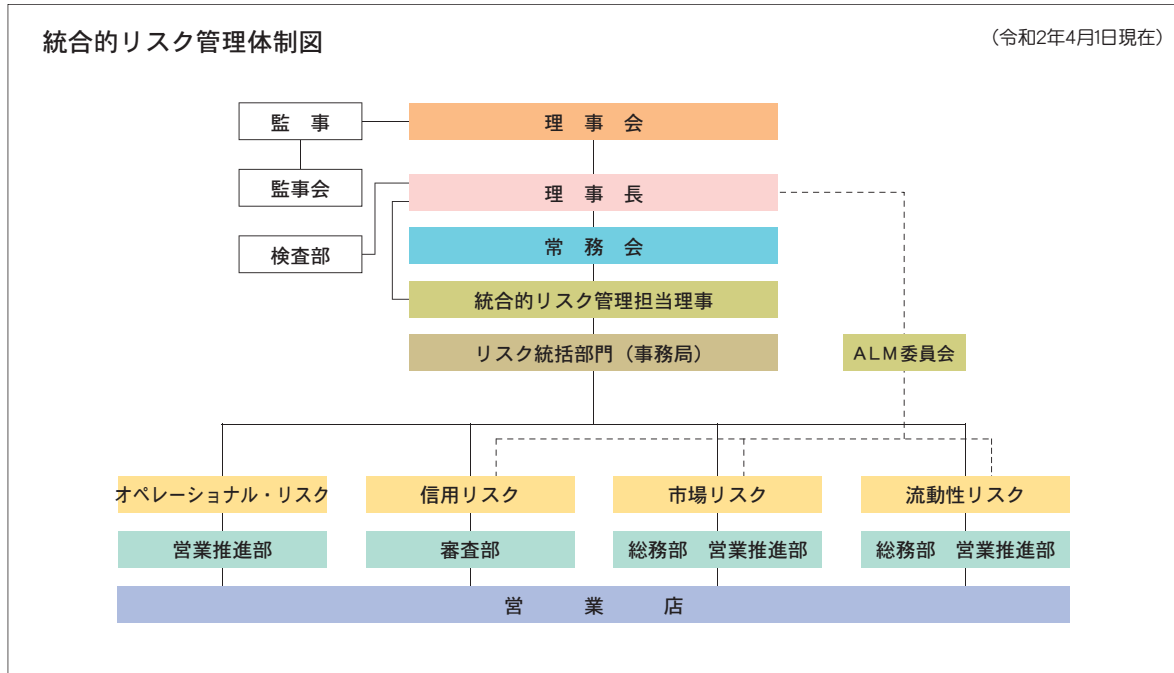
総代会制度について

主要な事業の内容

リスク管理態勢について

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められております。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めております。



■市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター（危険要素）の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的リスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を定期的開催し、資産の健全性と収益の向上に努めております。

■流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めております。

尚、当組合では、資金を市場から調達していないことから「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス
(法令等遵守)態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

リスク管理態勢について

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス
(法令等遵守)態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産（オフバランス資産を含む）価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に努めております。

●リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社格付投資情報センター (R & I)、株式会社日本格付研究所 (J C R) の4社を採用しております。

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類毎の適格格付機関の使分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じておりますが、あくまでも補完的位置付けと認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・有価証券等、保証として信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。

リスク管理態勢について

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理態勢を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理態勢の充実・強化に努め態勢上の問題点等を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする態勢によりリスクの削減に努めております。

(システムリスク管理の方針)

- 当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター（以下「SKC」という。）のシステムを利用していることから、SKCと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- 当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- 通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

(事務リスク管理の方針)

- 当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- 事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理態勢の充実・強化を図る。
- 機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- 現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- 事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施するほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- 各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。（子会社及び関連会社株式はありません）

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリュアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

リスク管理態勢について

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス
(法令等遵守)態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱していません。

■金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利リスクを計測しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）は、以下の定義に基づき算定しております。

1. 計測手法・・・・・・・・・・ 再評価方法
2. 対 象・・・・・・・・・・ リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券
3. リスク額・・・・・・・・・・ ①保有期間:預貸金(預け金を含む) 240日、有価証券120日
②信頼区間99%
③観測期間5年
にて最大損失額を計測しております。
4. コア預金・・・・・・・・・・ コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。
当組合では、流動性預金全般(当座・普通・貯蓄預金等の預金)を対象に
①過去5年間の最低残高
②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高
③現残高50%相当額
のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。
5. 計測の頻度・・・・・・・・・・ 月次

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意識した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることを法令等遵守（コンプライアンス）と言います。

基本的な考え方

当組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助を理念においた金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確適正に行い、リスクを未然に防止する機能を有し、経営の健全性を保つことが経営の根幹であると考えております。そのことにより、地域の皆様から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス態勢の構築が経営の最重要課題とし、十勝信用組合倫理綱領を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、役職員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に学び、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

当組合のコンプライアンス基本方針

- | | |
|----------------------------------|--|
| <p>1. 社会的使命と公共性の自覚と責任</p> | <p>(1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小企業者及び勤労者等の金融の円滑化に努めます。</p> <p>(2) 当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。</p> |
| <p>2. 信頼の確保</p> | <p>(1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守しその精神を尊重します。</p> <p>(2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。</p> |
| <p>3. 経営の透明性の確保</p> | <p>当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。</p> |
| <p>4. 反社会的勢力の排除</p> | <p>当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。</p> |

● 顧客保護等管理態勢

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めております。

顧客保護等管理とは、

- (1) 顧客に対し与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2) 顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3) 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4) 当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5) 当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるように管理すること。

● 利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に関し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとする方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組みます。

また、当組合は法令等に従い当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理部門において、適切な特定を行います。

2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がありませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

総代会制度について

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

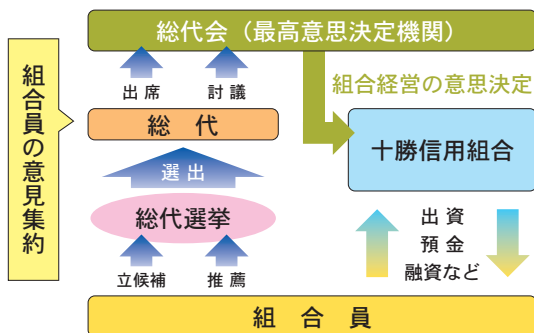
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員が多数である事より、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を11の区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は、定款で100人以上、110人以内と定めており、現在は105名としております。

■ 総代会の決議事項

令和2年6月23日開催の第64期通常総代会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

【議決事項】

議案第1号	剰余金処分案承認の件
議案第2号	第65期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件
議案第3号	理事改選選挙の件
議案第4号	監事改選選挙の件
議案第5号	役員退任に伴う退職慰労金支出承認の件
議案第6号	定款第15条3項・第16条による組合員除名の件

■ 総代の属性別構成比

職業別	個人事業主10.5%、法人役員58.1%、法人31.4%
年代別	40歳代5.6%、50歳代13.9%、60歳代27.8%、70歳代43.0%、80歳代9.7%
業種別	製造業3.8%、不動産業14.3%、卸売・小売業24.8%、建設業32.3%、運輸通信業3.8%、鉱業1.9%、水産業1.0%、農業1.0%、その他サービス業17.1%

※業種別には個人事業主、法人役員も含んでおります。



第64回 通常総代会

（令和2年6月23日現在）

■ 総代氏名

任期：平成29年10月19日～令和2年10月18日

敬称略・順不同・（ ）の数は就任回数

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、中央・東区域）定員13名（現員13名）

南7ユーコーポレーション (2) 柴田 博史 (1)
 夷石 行夫 (1) 庄内 忠道 (4)
 榎王勝設備 (1) 榎高橋肉店 (6)
 加藤 雄樹 (1) 榎十勝毎日新聞社 (8)
 久保 謙一 (1) 広瀬 豪 (6)
 榎河野産業 (11) 大和 英治 (1)
 後藤 健二 (1)

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、西区域）定員12名（現員10名）

石川 博機 (7) 堀川 隆之 (1)
 海野 修一 (1) 松浦 秀夫 (1)
 大越 重春 (4) 南丸山工業所 (7)
 神田 龍一 (2) 南 隆司 (3)
 坂本 繁雄 (11) 森脇 基嘉 (1)

●第2選挙区総代名簿

（芽室町、清水町、新得町、鹿追町）定員2名（現員2名）

榎栄 和 (3)
 榎北海運輸 (9)

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、南区域）定員16名（現員14名）

榎アイエス (7) 鈴木 幸次 (1)
 浅岡工業㈱ (8) 徳井 裕信 (1)
 榎アルムシステム (4) 榎南大門 (2)
 榎梅 屋 (11) 榎西川工務店 (3)
 遠藤 豊和 (2) 林 秀康 (1)
 梶野宗一郎 (3) 細野 儀一 (1)
 小森 啓喜 (1) 松永 建夫 (10)

●第3選挙区総代名簿

（帯広市、池田町、豊頃町、津別町）定員15名（現員14名）

榎アスワン (6) 榎菅原商産 (3)
 伊藤 光一 (4) 佐藤富士雄 (7)
 上田 敏也 (1) 渡谷 清一 (11)
 榎木川商店 (1) 榎本 保 (4)
 菊地 勇 (1) 新田 正憲 (2)
 斎藤 榮一 (12) 古田 和昭 (8)
 齋藤 悟郎 (1) 前川 剛司 (5)

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、北区域）定員9名（現員9名）

岩田水産㈱ (4) 野沢 康大 (2)
 榎梶尾花園 (10) 榎林製パン工場 (15)
 川村 裕史 (8) 松田 安巨 (5)
 相互電業㈱ (1) 三ツ輪建材㈱ (9)
 たかまん南 (1)

●第4選挙区総代名簿

（音更町、土幌町、上土幌町）定員15名（現員15名）

飯高 義幸 (9) 津田 幸雄 (1)
 榎カイハツ (10) 中島 卓哉 (10)
 土上機自動車工業㈱ (2) 榎本 幸博 (1)
 後藤 良勝 (6) 榎本 武 (12)
 酒井 清身 (2) 三澤 敏也 (1)
 杉山 幸昭 (5) 宮内 隆 (1)
 榎高橋組 (8) 榎森岡建設 (15)
 塚田 浩貴 (1)

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、緑ヶ丘区域）定員18名（現員18名）

大木 勲 (6) 竹内 勲 (1)
 大友 俊雄 (2) 田中 広幸 (1)
 榎川崎米穀 (3) 榎ちえん (4)
 黒宮 博 (1) 千葉 信幸 (1)
 昭榮電機㈱ (5) 中里 邦雄 (4)
 榎ジーアル・カンパニー 榎本 政弘 (3)
 杉本 康廣 (3) 尾藤 輝幸 (6)
 瀬野 秀雄 (4) 吉田なおみ (1)
 榎相馬建設工業 (1) 吉田 広志 (2)

●第5選挙区総代名簿

（中札内村、更別村、帯別町、忠類、大樹町、広尾町）定員2名（現員2名）

南石村車輛整備工場 (9)
 遠藤 良博 (9)

●第1選挙区総代名簿

（帯広市、啓北区域）定員7名（現員7名）

片岡 公美 (1) 安田 行英 (5)
 田岡 文雄 (2) 矢吹 定夫 (1)
 成田 リサ (2) 和田 敏雄 (3)
 牧田 光成 (1)

●第6選挙区総代名簿

（本別町、定奇町、陸別町）定員1名（現員1名）

豊田 憲司 (3)

以上定員110名
 現員105名

※個人情報保護法に基づく同意を得ております。

主要な事業の内容

(令和2年6月23日現在)

■ 預金業務

預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済性預金、
通知預金、定期預金、定期積金、
別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

■ 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

■ 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

■ 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、
社債、株式、その他の証券に投資しております。

■ 内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

■ 外国為替業務

取扱っておりません。

■ 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

■ 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

■ 附帯業務

(イ) 債務保証業務

(ロ) 代理業務

(a) ㈱日本政策金融公庫、

全国信用協同組合連合会、

㈱商工組合中央金庫、

(b) 住宅金融支援機構の代理貸付業務

(c) (株)勤労者退職金共済機構の代理業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 両替業務

(ホ) 保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介

(ヘ) 電子債権記録業に係る業務

※詳しい内容については窓口でおたずねください。

各種手数料一覧

●内国為替手数料

		同一店舗内宛		十勝信用組合本店宛		他金融機関宛		
		組合員	一般	組合員	一般	組合員	一般	
振込	電信振	5万円以上	110円	330円	220円	440円	660円	770円
		5万円未満	110円	220円	110円	220円	440円	550円
	文書振	5万円以上					660円	770円
		5万円未満					440円	550円
ATM振込	キャッシュカード振込	5万円以上	110円		220円		495円	
	他行カード振込	5万円未満	110円		110円		330円	
	現金振込	5万円以上10万円以下	220円		330円		660円	
		5万円未満	110円		110円		440円	
定期自動送金	5万円以上	110円	110円	220円	440円	660円	770円	
	5万円未満	110円	110円	110円	220円	440円	550円	
取立手数料	同地あて	至急扱			無料		無料	
		普通扱			440円		880円	
	隔地あて	至急扱			440円		660円	
		普通扱			660円		660円	
その他の諸手数料	振込送金	組戻(取消)手数料	無料		660円		660円	
		変更(訂正)手数料	無料		220円		660円	
	取立手形	店頭表示料				660円		660円
手形組戻・不渡手形返却料		無料			660円		660円	
定期自動送金基本料		1契約につき1,100円						

※当組合同一店舗内振込(ATM振込を含む)の1万円未満の手数料は無料となります。
※視察その他の障がいをお持ちのお客様は、ATM振込の手数料額で窓口振込をご利用できます。
※文書振込による振込みは「付帯物件付振込」「国庫金・公金の振込」に限定した扱いとなります。

●各種用紙代

小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,320円
約束手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
為替手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
専用約束手形用紙	1枚 1,100円	口座開設料5,500円
自己宛小切手用紙	1枚	550円
借入用約束手形	1枚	660円

●再発行・交付等に関する手数料

通帳、証書、カード等の再発行手数料	1冊、1枚	1,100円
夜間金庫バック 4個まで(1個増すごとに220円加算)	月額	7,700円

●不動産担保事務取扱手数料

住宅ローン及びその他消費者ローン(道・市住宅制度融資を除く)

新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	22,000円
一般扱い		
新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	44,000円

●両替及びつり銭に関する手数料

取扱枚数	手数料
1枚 - 20枚	無料
21枚 - 100枚	110円
101枚 - 1,000枚	330円
1,001枚 - 2,000枚	550円
2,001枚以上、1,000枚増す毎	220円加算

※両替枚数のカウント方法は、ご持参金額あるいはご希望金額のどちらか多いほうと致します。
※つり銭準備金等の希望金額を指定する預金払戻については、一万円券を除く五千円券以下の合計枚数が101枚以上からの対象となります。

●ATMサービス手数料・取扱時間

	当組合カード	他組合カード (しんくみお得ネット)	他行カード (相互入金)
平日	8:45 - 18:00	無料	110円
	18:00 - 19:00 注1	110円	220円
土曜日	9:00 - 14:00	無料	110円
	14:00 - 17:00	110円	220円
日曜日	9:00 - 17:00	110円	220円
祝日	9:00 - 17:00	110円	220円

注1. 平日当組合の本店以外の店舗は17:00迄。
※当組合の土曜・日曜・祝日ATM稼働店は本店となります。
※ATM振込・ATM相互入金については、一部取扱の出来ない店舗(機種)がありますので詳しくは窓口におたずねください。
※各手数料は、消費税込みの金額となっております。
※「組合員」は、当組合の出資金をお持ちの方です。
※各種手数料一覧は、代理貸付など委託業務を除く手数料を表示しております。
※その他手数料(委託業務等)につきましては窓口におたずねください。
※他金融機関ATMに利用の際の手数料は、ご利用する金融機関によって異なります。

●セブンイレブンのATMは24時間ご利用いただけます。 (但し、4:00から4:10までの10分間はご利用になれません)

	セブンイレブンATM	セブンイレブンATM
平日	8:45 - 18:00	無料
	上記以外の時間帯	110円
土曜日	9:00 - 14:00	無料
	上記以外の時間帯	110円
日曜日	24時間	110円
	祝日	24時間

個人用キャッシュカード(個人事業主を含む)以外(法人・権利能力なき社団・財団・任意団体等)のカードは、他行のATMではご利用できません。(当組合本店をご利用ください)
※設置場所等により、ご利用時間・ご利用日は異なります。

自己資本の充実の状況

不良債権等の対応

リスク管理態勢について

コンプライアンス
(法令等遵守)態勢について

総代会制度について

主要な事業の内容

商品・各種サービスのご案内

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適です。分散した資金をおまとめいただければ、より有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	ご計画に合わせて、おいくらからでも運用が可能。300万円以上ですと、更に有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
新型期日指定定期	1年複利で、1年据置き後、いつでもお好きな時にお引出しいただける便利な預金です。	最長3年(据置1年)	100円以上 300万円未満
定期性総合口座	1冊の通帳に普通・定期・定積・自動融資をセット。貯める・受取る・支払う・借りるがすべてかかります。	---	---
年金定期預金	当組合で公的年金をお受取りしている個人のお客様。3年以内に当組合で公的年金お受取りのご予約を頂いている個人のお客様に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年間	100円以上 500万円以内
子育て応援定期預金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上～250万円以内 (通帳式の定期預金となります)
スーパー積金	結婚・旅行・教育・住宅の増改築などの資金を準備する計画預金です。目標に合わせてご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
子育て応援定期積金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期積金です。	2年以上	ご契約の満期金額 が20万円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取りや公共料金の自動支払等おサイフがわりにご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁拡大後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	ご自由	1円以上
貯蓄預金	お預入れ残高により、2段階の金利で運用することができます。	ご自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	お引出しは納税時	1円以上
当座預金	ご商売されている方の商取引の決済口座です。安全で能率的な小切手をご利用になれます。	ご自由	1円以上
積立定期預金	目的にあわせて積立てる預金です。ご希望日にあわせて満期日を設定できます。	5年以内	100円以上
一般財形預金	ご来店いただくことなく毎月の給料・ボーナスから天引きして積立できます。	積立期間3年以上	1,000円以上
財形年金預金	給料・ボーナスから天引きして積立、退職後60歳以降年金としてお受取り。税法に基づく、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立でその全部または一部を住宅取得の頭金などに当てます。税法に基づく、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
オーナーポケット	事業性資金(運転・設備資金)	10万円以上300万円以内	1年更新
フリーローン	旅行・教育・結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
スーパーフリー	お使いみちは自由で、事業性資金にもご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
クローバー	お使いみちは自由で、借換にもご利用いただけます。	10万円以上800万円以内	10年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入に、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	7年以内
教育ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけます。自動機から簡単にご融資を受ける事ができます。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストパック	お使いみちは自由で、当座貸越(総合口座方式)ですので、手がるにご利用いただけます。	30万円又は50万円のいずれか	1年更新
住宅ローン	住宅の新築・中古住宅や土地購入等にご利用いただけます。	10万円以上6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住宅の改築・増築・ユニットバス工事等にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・建替え・アパートローンの借換にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

ご注意 各種融資は、融資対象に限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによってご融資金額が制限される場合や金利とは別に保証料・手数料が必要な場合もありますので、詳しくは窓口でおたずねください。

上記各種融資は、個人消費専用の商品を主に記載してありますので、事業資金につきましては窓口でおたずねください。

きめ細かな心の通ったサービス、充実したラインナップをお届け致します。

■ 各種サービス

サービスの種類	内容と特色
内国為替	ご送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料が直接、お客様の口座に入金されるため安全で確実にご利用いただけます。
年金振込	大切な年金を確実に受取ることができ、優遇金利の定期預金もご利用いただけます。
自動受取	配当金・保険金などが、ご指定の預金口座でお受取りいただけます。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・受信料等の公共料金、保険料、クレジット代金等を自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
夜間金庫	お店の売上金を夜間や土日・祝日でもお預かりいたします。翌営業日に自動的に入金いたします。
定額自動振替	毎月一定の日に一定の金額を、同一の受取人あて、ご指定の口座から振込いたします。
キャッシュサービス	カードで入金・引き出し・残高照会ができます。全国の提携金融機関でご利用いただけます。セブンイレブン（セブン銀行）のATMでもご利用いただけます。
キャッシングサービス	ATMで、日専連ジェミス・NCおびひろ・銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合でのATMご利用手数料が無料でご利用いただけます。
ネットバンキング	残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与、賞与振込などお使いのパソコンとスマートフォンでオフィスからお取引いただけます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
3. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
4. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
5. ます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

中小企業の経営の改善及び地域の

① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画の行動の柱として、「人縁・地縁による地域密着に徹し、地元から必要とされお客様の更なる発展に役立つ金融機関」を掲げております。また、「組合員による、組合員のための信用組合」を目指し、「地元企業・地元経済発展」のために、役職員による地域に密着した営業活動により、地域金融機関として地元のお客様の円滑な資金供給へ向けて積極的推進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない借入の一層の促進と適切な対応を行いました。また、同計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目等も定め、中小零細事業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割に全力を注いでおります。

【地域密着型金融の更なる推進】

- コンサルティング機能の充実・強化
外部機関・専門家を活用した顧客企業への支援推進
- 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- 保証付、ABL等の融資手法の検討と資金ニーズにマッチした資金供給の取組
- 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 日本政策金融公庫との連携による、協調融資の推進
- 「しんくみ食のビジネスマッチング展」参加企業への支援

【経営基盤の強化】

- 事業者への各種制度資金の活用と新規創業者支援
- 「ネットバンキング」を利用して、取引先へのサービス提供
- 勤労者への各種商品を提案し、生活安定・向上支援
- 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加
- 地域の自治体・経済関係団体等との連携強化(地方創生への対応)
- はばたき奨学金の継続実施



② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」であります。一番大切な取組みとして揺るぐことのない信念に基づき行動しております。また、新規創業・経営改善等の融資実務相談・補助金申請・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取扱い、地域の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。

平成24年12月には、「経営革新等支援機関」の認定を受け、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

今年度より、TKCモニタリング情報サービスを採用し、融資審査の短縮など多くの取引先へのサービス充実が図れるものと考えております。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模ビジネス創造等支援事業」等の支援機関として事業に参画し、商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。

また、平成27年度より地域経済の活性化を促す目的として、(株)日本政策金融公庫と「地方創生支援を含む業務連携・協力に関する覚書」を締結し、平成30年8月より、事業用途を限定しない協調融資商品「ベストタッグ」の取扱いを開始し、取引先企業を通じた協調支援に取組み、令和元年度は69先の支援実績でありました。協調融資商品の取扱い累計は、106先となっています。



活性化のための取組み状況

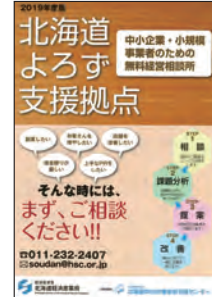
③ 取組み状況

a 創業・新事業開拓

当組合は創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして企業支援担当者、融資渉外・渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の創業支援セミナー・説明会などに積極的に参加いたしました。

尚、当組合の令和元年度の創業・新事業支援への融資実績は、32件：790百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績等、当組合融資のうち創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。



- | | |
|---------------|---|
| ■ 平成31年 4月11日 | 「リスク管理等セミナー（事業性評価における実務上の知見）」（北海道財務局主催） |
| ■ 令和元年 5月24日 | 「㈱日本政策金融公庫」担当者来訪による情報交換 |
| ■ 令和元年 8月27日 | 「帯広市中小企業振興情報交換会」（帯広市商工観光部商業まちづくり課主催） |
| ■ 令和元年 10月1日 | 「リスク等管理セミナー（IT活用による企業・地域の課題解決）」（北海道財務局主催） |
| ■ 令和元年 12月11日 | 「勝毎セミナー（宇宙ビジネスの展望と地域活性化）」（十勝毎日新聞社主催） |
| ■ 令和2年 2月17日 | 「帯広商工会議所情報交換会」（帯広商工会議所主催） |

b 成長段階

当組合は従来より、円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資（ABL）や北海道信用保証協会との無担保無保証人融資（小口事業貸付）を積極的に取組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の令和元年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、16件：305百万円です。（うち、売掛金担保融資1件：7百万円、動産担保融資15件：298百万円です）

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

c 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合は、コンサルティング機能の充実・強化を図るため、外部機関の専門家派遣事業等による専門家派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が専門家と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中には、販路拡大・財務改善など、その成果が一步一步前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の令和元年度中のコンサルティングの実績は、（公財）北海道中小企業総合支援センター（北海道よろず支援拠点）利用3件、北海道信用保証協会経営サポート会議利用1件・専門家派遣事業利用2件、北海道経営改善支援センター1件、北海道事業引継ぎ支援センター利用3件、小規模事業者持続化補助金利用2件です。



ネットワーク全体会議

- | | |
|---------------|---|
| ■ 平成31年 4月16日 | 「北海道中小企業再生協議会」担当者来訪による意見交換 |
| ■ 令和元年 6月7日 | 「北海道中小企業支援ネットワーク・第15回全体会議」（事務局：北海道信用保証協会） |
| ■ 令和元年 8月1日 | 「事業承継サポートネットワーク会議」（（公財）北海道中小企業総合支援センター主催） |
| ■ 令和元年 9月10日 | 「北海道中小企業総合支援センター」担当者来訪による意見交換 |
| ■ 令和元年 9月19日 | 「㈱日本政策金融公庫提携商品取組事例発表会」（当組合主催） |
| ■ 令和元年 11月22日 | 「北海道中小企業支援ネットワーク・第16回全体会議」（事務局：北海道信用保証協会） |
| ■ 令和元年 11月26日 | 「書面添付シンポジウムin帯広」（TKC北海道帯広支部主催） |
| ■ 令和元年 12月5日 | 「㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）」担当者来訪による意見交換 |
| ■ 令和2年 2月17日 | 「融資関連業務に係る説明会（事業承継及び経営者保証取り巻く課題）」（全国信用組合中央協会主催） |

中小企業の経営の改善及び地域の

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからの融資相談や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど経営改善支援の検討を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	56件	98件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.39%	14.12%
保証契約を解除した件数	12件	20件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

④ 地域の活性化に関する取り組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。平成30年度より、全国信用協同組合連合会等が主催する「ビジネスマッチング」事業に参加。今年度は、当組合とお取引いただく事業者の皆様へ新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、事業の発展ならびに地域振興に繋げていただくことを目的とした、「2019しんくみ食のビジネスマッチング展」に出展いたしました。また、平成26年度より「上土幌町ふるさと納税」イベントに参加。今年度は、首都圏在住の上土幌町ふるさと納税者にまちの魅力を紹介する「上土幌まるごと見本市2020」に参加協力いたしました。平成29年度より、社会において有用な人材を育成する目的として、十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、学資金の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度の「しんくみ はばたき奨学金」は、利用の皆様から好評を得ています。

■ 融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

● 無担保無保証融資（小事業貸付）の実行額

〈単位：百万円〉

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	64	246	79	365	88	353

● 動産・売掛金担保融資の実行額

〈単位：百万円〉

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	5	245	17	858	16	305

※令和元年度は動産担保融資 15件：298百万円を含んでおります。

尚、動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

● 地方自治体の制度融資の貸出残高

〈単位：百万円〉

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
制度融資残高	3,187	3,057	2,939
総貸出金に対する割合	9.82%	8.99%	8.40%

● 地方自治体に対する貸出残高

〈単位：百万円〉

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出金残高	1,281	1,252	1,179
総貸出金に対する割合	3.95%	3.68%	3.37%



令和元年10月「2019しんくみ食のビジネスマッチング展」の様子



令和2年2月「上土幌まるごと見本市2020」の参加

活性化のための取組み状況

■ 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取組を行っております。

令和元年	4月～11月	アダプトプログラム：4区駐車場清掃活動参加	上士幌支店
	5月～10月	連合町内会主催「さわやか朝食会セミナー」に参加	西支店
	6月～10月	帯広空港花壇植栽に参加	本店
	7月・10月・2月	生涯活躍かみしほろ塾 協賛	上士幌支店
	5月19日	電信通り商店街花壇整備事業参加	北支店
	5月26日	幕別町本町第三公区花壇整備事業参加	幕別支店
	6月1日～2日	幕別町観光物産協会「神奈川県開成町あじさい祭」運営協力	幕別支店
	6月13日	第25回十勝信用組合南支店長杯パークゴルフ大会	南支店
	7月14日	まくべつ夏フェスタ2019運営協力	幕別支店
	7月20日	上士幌ナイトインビアパーティー 参加協力	上士幌支店
	8月4日	電信通り夏祭り・盆踊り大会参加	北支店
	8月15日	おびひろ平原まつり盆踊り参加	
	8月17日～18日	幕別盆踊り・上士幌盆踊り参加	
	9月28日	十勝しんくみ理事長杯年金パークゴルフ大会開催	
	令和2年	10月6日	幕別産業まつり運営協力
10月7日		電信通り商店街花壇整備参加	北支店
10月7日～10日		第20回しんくみ年金旅行実施	
12月4日		大通商店街 クリスマスの夕べに参加	本店
1月31日～2月2日		大通商店街アイスクャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置	本店
2月1日～3日		電信通り商店街アイスクャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置	北支店
2月15日		上士幌まるごと見本市2020(開催地：東京都) 運営協力	上士幌支店



帯広平原盆踊り参加



「しんくみの日週間」
北海道赤十字とタイアップし献血協力者にペンライトとホイッスルをセットにした災害グッズを贈呈



十勝しんくみ理事長杯年金パークゴルフ大会

■ 地域貢献に資する預金・融資商品の提供

地域密着型 健全な消費者金融商品

地域世帯の子育て支援預金商品

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

【しんくみ利用者相談室】 ☎ 0120-81-4093

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間 午前10時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.tokachishinkumi.com>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）

紛争解決措置

- 札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）
- 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
例えば、山形県弁護士会（や仙台弁護士会）の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
受付時間 午前9時～午後5時
電話 03-3567-2456
住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

資料編

CONTENTS

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表	23	内国為替取扱状況	31
貸借対照表の注記事項	24～26	貸出金種類別平均残高	32
損益計算書	27	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	32
剰余金処分計算書	28	貸出金業種別残高、構成比	32
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28	担保の種類別の貸出金残高	32
法定監査の状況	28	担保の種類別の債務保証見返額	33
継続企業の前提の重要な疑義	28	貸出金使途別残高	33
業務粗利益・業務粗利益率	29	貸出金種類別残高	33
資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	29	消費者ローン・住宅ローンの残高	33
総資金利鞘	29	代理貸付残高の内訳	33
業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	29	有価証券種類別平均残高	34
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	29	有価証券種類別の残存期間別残高	34
受取利息及び支払利息の増減	29	有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益	34
総資産利益率	29	自己資本の構成に関する事項	35
1店舗当たりの預金・貸出金残高	29	自己資本の充実度に関する事項	36
職員1人当たりの預金・貸出金残高	30	信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	37
経費の内訳	30	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	37
役員取引の状況	30	業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	37
その他業務収益	30	リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	38
預貸率及び預証率	30	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	38
預金種目別平均残高	31	出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等	38
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高	31	出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	38
財形貯蓄残高	31	貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	38
預金者別預金残高	31	リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	38
		金利リスクに関する事項	38

■ 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		
科目	平成30年度	令和元年度
現金	853,748	913,596
預け金	8,271,762	9,860,835
有価証券	12,530,442	11,201,794
国債	1,473,870	—
地方債	1,363,260	1,223,361
社債	1,663,324	2,335,037
株式	744,922	497,196
その他の証券	7,285,065	7,146,199
貸出金	34,007,293	34,982,524
割引手形	71,004	127,981
手形貸付	853,028	865,988
証書貸付	30,559,380	31,320,424
当座貸越	2,523,878	2,668,129
その他資産	410,683	442,170
未決済為替貸	14,384	11,330
全信組連出資金	229,600	229,600
前払費用	59	202
未収収益	74,256	60,261
その他の資産	92,383	140,775
有形固定資産	854,804	871,716
建物	240,913	226,066
土地	555,243	555,243
建設仮勘定	—	19,466
その他の有形固定資産	58,646	70,941
無形固定資産	7,412	5,463
ソフトウェア	4,790	2,849
その他の無形固定資産	2,622	2,614
繰延税金資産	145,795	238,478
債務保証見返	462,022	474,750
貸倒引当金	△451,306	△408,261
(うち個別貸倒引当金)	(△433,535)	(△398,304)
合 計	57,092,658	58,583,070

負債及び純資産の部		
科目	平成30年度	令和元年度
預金・積金	52,601,554	54,107,129
当座預金	1,056,256	892,666
普通預金	17,516,362	18,893,974
貯蓄預金	51,297	49,597
定期預金	31,463,161	31,863,788
定期積金	2,431,736	2,205,802
その他の預金	82,739	201,299
借入金	100,000	—
当座借越	100,000	—
その他負債	224,854	292,890
未決済為替借	29,858	18,466
未払費用	61,171	60,601
給付補填備金	2,111	1,629
未払法人税等	55,476	96,431
前受収益	6,310	8,535
払戻未済金	30	365
職員預り金	41,878	43,661
その他の負債	28,017	63,198
退職給付引当金	273,397	263,284
役員退職慰労引当金	57,861	64,149
偶発損失引当金	9,939	22,978
睡眠預金払戻損失引当金	1,409	1,837
再評価に係る繰延税金負債	39,194	39,194
債務保証	462,022	474,750
負債の部合計	53,770,232	55,266,214
出資金	513,406	524,625
普通出資金	513,406	524,625
利益剰余金	2,778,897	2,967,781
利益準備金	503,000	513,000
その他利益剰余金	2,275,897	2,454,781
特別積立金	2,074,000	2,224,000
(うち目的積立金)	(1,584,000)	(1,734,000)
当期未処分剰余金	201,897	230,781
(当期純利益)	(171,050)	(198,951)
組合員勘定合計	3,292,303	3,492,406
その他有価証券評価差額金	△18,250	△223,921
土地再評価差額金	48,372	48,372
評価・換算差額等合計	30,121	△175,549
純資産の部合計	3,322,425	3,316,856
合 計	57,092,658	58,583,070

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	311百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	399百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づき、以下により算出しております。

 - 帯広市内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しております。
 - 幕別町内、上土幌町内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△248百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～38年
その他	2年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成30年4月分 至平成31年3月分) 0.402%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円及び別途積立金68,360百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金37百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金については(今期は繰越不足金はありません)、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 428百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 678百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は45百万円、延滞債権額は989百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は110百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,145百万円であります。なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、127百万円であります。
20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
為替取引のために預け金600百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を預け入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額は3,161円16銭です。
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはVaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。令和2年3月31日において、当該リスク量の大きさは733百万円になります。
また、一部VaRを用いることができない有価証券については、当組合で定めた計測方法でリスク量を算出しており、令和2年3月31日において、当該リスク量の大きさは34百万円になります。
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、保有期間1日VaR(信頼区間99%)を用いてバックテストを行い、使用するモデルに十分な精度があることを検証しております。
預け金、貸出金、預金積金、借入金については金利リスク量をVaR(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その合計を市場リスク量として定量的分析を行っております。令和2年3月31日において、当該リスク量の大きさは104百万円になります。
ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	9,860	9,863	3
(2) 有価証券			
その他有価証券	11,091	11,091	—
(3) 貸出金(*1)	34,982		
貸倒引当金(*2)	△408		
	34,574	34,809	235
金融資産計	55,526	55,764	238
(1) 預金積金(*1)	54,107	54,121	14
金融負債計	54,107	54,121	14

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、仕組預金は、取引金融機関から提示された価額を時価としており、その他のものについては、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。
- ② ①以外のうち、残存期間が短期(1年以内)、または、変動金利によるものは貸出金計上額。
- ③ ①以外のうち、残存期間が長期(1年超)の固定金利によるものはその種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	110
組合等出資金(*2)	229
合 計	340

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合等出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下27まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	57	38	19
債 券	2,167	2,091	76
国 債	—	—	—
地 方 債	1,024	974	49
社 債	1,142	1,116	26
そ の 他	2,578	2,386	192
小 計	4,803	4,515	287

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	329	452	△123
債 券	1,391	1,400	△8
国 債	—	—	—
地 方 債	198	200	△1
社 債	1,192	1,200	△7
そ の 他	4,567	5,033	△466
小 計	6,287	6,886	△598
合 計	11,091	11,402	△311

(注)1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
4,361百万円	48百万円	15百万円

27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	300	915	1,116	1,225
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	205	410	607
社 債	300	710	705	617
そ の 他	163	2,742	1,803	780
小 計	463	3,658	2,920	2,005

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,796百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,796百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金資産小計	334百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	79百万円	評価性引当額	△49百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	48百万円	繰延税金資産合計	285百万円
退職給付引当金取崩不足額	25百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	17百万円	その他有価証券評価差額金	46百万円
減価償却損金算入限度額超過額	3百万円	繰延税金負債合計	46百万円
その他有価証券評価差額金	133百万円	繰延税金資産の純額	238百万円
その他	26百万円		

30. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は比較的早期に収束し、影響は1年程度継続すると想定しています。

この期間に於いて一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策によって、全般的に債務者の返済能力が低下し貸出金に多額の損失が発生する事態は回避できるという仮定をしております。

この仮定は不確実性が高く、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において多額の損失が発生する可能性があります。

■ 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度
経常収益	1,164,109	1,232,109
資金運用収益	1,029,047	1,088,307
貸出金利息	781,589	803,755
預け金利息	11,918	12,615
有価証券利息配当金	231,075	265,614
その他の受入利息	4,464	6,322
役務取引等収益	45,876	50,951
受入為替手数料	18,723	18,624
その他の役務収益	27,153	32,326
その他業務収益	18,704	22,104
国債等債券売却益	16,982	20,811
その他の業務収益	1,721	1,293
その他経常収益	70,480	70,745
貸倒引当金戻入益	22,711	43,045
償却債権取立益	238	—
株式等売却益	45,598	27,325
その他の経常収益	1,932	375
経常費用	914,283	949,458
資金調達費用	18,588	17,222
預金利息	17,174	15,992
給付補填備金繰入額	1,201	1,020
借入金利息	7	—
その他の支払利息	204	210
役務取引等費用	94,936	94,590
支払為替手数料	11,868	11,858
その他の役務費用	83,068	82,731
その他業務費用	51,379	15,120
国債等債券売却損	51,283	15,028
その他の業務費用	95	92
経費	747,038	760,464
人件費	512,723	504,586
物件費	226,625	247,780
税金	7,689	8,096
その他経常費用	2,340	62,059
株式等償却	—	47,906
その他資産償却	113	84
その他の経常費用	2,227	14,068
経常利益	249,826	282,651
特別損失	67	399
固定資産処分損	53	320
その他の特別損失	14	79
税引前当期純利益	249,758	282,251
法人税・住民税及び事業税	57,000	96,000
法人税等調整額	21,708	△ 12,699
当期純利益	171,050	198,951
繰越金（当期首残高）	30,847	31,829
当期末処分剰余金	201,897	230,781
	(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資1口当たりの当期純利益168円20銭	(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資1口当たりの当期純利益191円72銭

(単位：円)

■ 剰余金処分計算書

	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	201,897,978	230,781,113
計	201,897,978	230,781,113
剰余金処分額	170,068,720	200,222,744
利益準備金	10,000,000	10,000,000
出資に対する配当金	10,068,720	10,222,744
経営安定強化積立金	150,000,000	180,000,000
繰越金(当期末残高)	31,829,258	30,558,369

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年5月27日

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘

監査報告書

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第64期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部検査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月27日

十勝信用組合

監事(常勤)

高木 良二

監事

神津 在平

(注) 監事 神津在平は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であり、ます。

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■ 継続企業の前提の重要な疑義

該当はありません。

■ 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く。)

(単位：千円)

科目		平成30年度	令和元年度
資金運用収支	資金運用収益	1,029,047	1,088,307
	資金調達費用	18,588	17,222
		1,010,459	1,071,084
役務取引等収支	役務取引等収益	45,876	50,951
	役務取引等費用	94,936	94,590
		△49,059	△43,638
その他の業務収支	その他業務収益	18,704	22,104
	その他業務費用	51,379	15,120
		△32,674	6,984
業務粗利益		928,725	1,034,429
業務粗利益率		1.69%	1.83%
業務純益		188,757	280,253
実質業務純益			280,253
コア業務純益			274,470
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)			196,536

■ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

(注)1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益
 5. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)」については銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和元年9月13日) による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

■ 総資金利鞘

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.87	1.93
資金調達原価率	1.43	1.42
総資金利鞘	0.44	0.51

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

項目	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	平成30年度	54,905	1,029,047	1.87
	令和元年度	56,341	1,088,307	1.93
うち貸出金	平成30年度	32,183	781,589	2.42
	令和元年度	33,423	803,755	2.40
うち預け金	平成30年度	7,750	11,918	0.15
	令和元年度	11,257	12,615	0.11
うち金融機関貸付等	平成30年度	83	913	1.09
	令和元年度	-	-	-
うち有価証券	平成30年度	14,840	231,075	1.55
	令和元年度	11,430	265,614	2.32
資金調達勘定	平成30年度	52,698	18,588	0.03
	令和元年度	54,023	17,222	0.03
うち預金積金	平成30年度	52,552	18,376	0.03
	令和元年度	53,913	17,012	0.03
うち譲渡性預金	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	-	-	-
うち借入金	平成30年度	104	7	0.00
	令和元年度	67	0	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (30年度は113百万円、令和元年度は119百万円) を控除して表示しております。

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	80,794	59,259
支払利息の増減	△1,977	△1,365

■ 総資産利益率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.43	0.48
総資産当期純利益率	0.30	0.34

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

■ 1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
1店舗当たりの預金残高	6,575	6,763
1店舗当たりの貸出金残高	4,250	4,372

■ 職員1人当たりの 預金・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
職員1人当たりの預金残高	751	762
職員1人当たりの貸出金残高	485	492

■ 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
人件費	512,723	504,586
報酬給与手当	401,041	398,820
退職給付費用	50,984	45,886
その他	60,697	59,879
物件費	226,625	247,780
事務費	109,303	115,949
固定資産費	36,739	31,840
事業費	24,640	25,277
人事厚生費	7,082	7,774
減価償却費	31,402	49,727
その他	17,457	17,211
税金	7,689	8,096
合 計	747,038	760,464

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	45,876	50,951
受入為替手数料	18,723	18,624
その他の受入手数料	25,328	28,318
その他の役務取引等収益	1,825	4,008
役務取引等費用	94,936	94,590
支払為替手数料	11,868	11,858
その他の支払手数料	74,167	75,746
その他の役務取引費用	8,900	6,985

■ その他業務収益

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
国債等債券売却益	16,982	20,811
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,721	1,293
合 計	18,704	22,104

■ 預貸率・預証率

(単位：%)

区 分		平成30年度	令和元年度
預貸率	期末	64.65	64.65
	期中平均	61.24	61.99
預証率	期末	23.82	20.70
	期中平均	28.23	21.20

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	18,198,978	34.63%	19,700,585	36.54%
定期性預金	34,260,648	65.19%	34,117,769	63.28%
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	93,007	0.18%	95,462	0.18%
合 計	52,552,634	100.00%	53,913,817	100.00%

(注)1、流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2、定期性預金=定期預金+定期積金

3、構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

■ 固定金利、変動金利の 区分ごとの定期預金残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
固定金利定期預金	31,463,161	31,863,788
変動金利定期預金	-	-

※定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

■ 財形貯蓄残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
財形貯蓄残高	46,270	25,609

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	40,883	77.72%	41,917	77.47%
一般法人	10,002	19.01%	10,137	18.74%
金融機関	32	0.06%	33	0.06%
公 金	1,683	3.20%	2,019	3.73%
合 計	52,601	100.00%	54,107	100.00%

(注)構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

■ 内国為替取扱状況

(単位：百万円)

区 分		平成30年度		令和元年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金振込	仕 向 為 替	25,663	18,523	24,955	19,133
	被仕向為替	48,006	24,349	49,212	26,016
代金取立	仕 向 為 替	681	1,293	632	1,119
	被仕向為替	344	508	306	416

■ 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	131,250	0.41	122,046	0.37
手形貸付	1,143,328	3.55	923,700	2.76
証書貸付	29,246,401	90.87	30,778,752	92.09
当座貸越	1,662,378	5.17	1,598,866	4.78
合計	32,183,359	100.00	33,423,365	100.00

(注)構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

■ 固定金利及び変動金利の
区分ごとの貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度
固定金利貸出	9,379,523	9,473,572
変動金利貸出	24,627,770	25,508,952
合計	34,007,293	34,982,524

■ 貸出金業種別残高、構成比

(単位：千円、%)

区分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	360,058	1.1	371,449	1.1
農業、林業	180,411	0.5	135,560	0.4
漁業	61,223	0.2	59,026	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	142,495	0.4	230,652	0.7
建設業	3,585,937	10.5	3,546,841	10.1
電気、ガス、熱供給、水道業	1,297,550	3.8	1,640,849	4.7
情報通信業	58,015	0.2	36,003	0.1
運輸業、郵便業	299,332	0.9	449,761	1.3
卸売業、小売業	2,026,163	6.0	1,992,893	5.7
金融業、保険業	500,000	1.5	500,000	1.4
不動産業	9,144,395	26.9	9,508,947	27.2
物品賃貸業	119,954	0.4	84,604	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	142,149	0.4	148,765	0.4
宿泊業	422,406	1.2	484,948	1.4
飲食業	729,777	2.1	826,059	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	175,489	0.5	241,618	0.7
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	152,629	0.4	142,949	0.4
その他のサービス	1,663,801	4.9	1,809,727	5.2
その他の産業	61,657	0.2	151,854	0.4
小計	21,123,447	62.1	22,362,512	63.9
国・地方公共団体等	1,252,907	3.7	1,179,525	3.4
個人（住宅・消費・納税資金等）	11,630,938	34.2	11,440,486	32.7
合計	34,007,293	100.0	34,982,524	100.0

(注)1. 構成比は小数点第2位を四捨五入しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 担保の種類別の貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度
当組合預金積金	712,887	668,781
有価証券	—	—
動産	1,955,703	2,053,012
不動産	12,813,573	13,889,838
信用保証協会・信用保険	3,757,317	3,625,681
保証	10,266,548	10,039,772
信用	4,477,395	4,681,652
その他	23,868	23,786
合計	34,007,293	34,982,524

■ 担保の種類別の債務保証見返額

(単位：千円)

区 分	債務保証見返額	
	平成30年度	令和元年度
当組合預金積金	3,280	6,680
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	246,796	244,665
信用保証協会・信用保険	5,612	4,525
保 証	206,334	218,880
信 用	—	—
その他	—	—
合 計	462,022	474,750

■ 貸出金用途別残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
運転資金	8,194,405	8,218,123
設備資金	25,812,887	26,764,400
合 計	34,007,293	34,982,524

■ 貸出金種類別残高

(単位：千円、%)

科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	71,004	0.21	127,981	0.37
手形貸付	853,028	2.51	865,988	2.48
証書貸付	30,559,380	89.86	31,320,424	89.53
当座貸越	2,523,878	7.42	2,668,129	7.63
合 計	34,007,293	100.00	34,982,524	100.00

(注)構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

■ 消費者ローン・住宅ローンの残高

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
消費者ローン	897	936
住宅ローン	4,950	4,842
合 計	5,848	5,779

■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
全国信用協同組合連合会	351	348
㈱商工組合中央金庫	81	74
㈱日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
㈱日本政策金融公庫(国民生活事業)	33	27
合 計	466	449

■ 有価証券種類別 平均残高

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
	金額	金額
国債	4,492	280
地方債	1,384	1,225
社債	1,441	1,984
株式	752	702
その他の証券	6,769	7,238
合計	14,840	11,430

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

■ 有価証券種類別の 残存期間別残高

(単位：百万円)

種類		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
		国債	30年度 元年度	— —	— —	— —	
地方債	30年度	100	103	522	636	—	1,363
	元年度	—	205	410	607	—	1,223
社債	30年度	—	620	412	629	—	1,663
	元年度	300	710	705	617	—	2,335
株式	30年度	—	—	—	—	744	744
	元年度	—	—	—	—	497	497
外国証券	30年度	—	1,356	1,864	534	—	3,755
	元年度	163	1,755	1,593	780	—	4,291
その他の証券	30年度	223	97	1,356	—	1,852	3,529
	元年度	—	987	210	—	1,656	2,854
合計	30年度	323	2,178	4,156	3,274	2,597	12,530
	元年度	463	3,658	2,920	2,005	2,153	11,201

■ 有価証券の取得価格 または契約価格、 時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	119	82	36	57	38	19
	債券	2,727	2,619	107	2,167	2,091	76
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,263	1,202	61	1,024	974	49
	社債	1,463	1,417	46	1,142	1,116	26
	その他	2,913	2,746	167	2,578	2,386	192
	小計	5,760	5,448	311	4,803	4,515	287
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	514	653	△138	329	452	△123
	債券	1,773	1,798	△25	1,391	1,400	△8
	国債	1,473	1,498	△24	—	—	—
	地方債	99	100	△0	198	200	△1
	社債	199	200	△0	1,192	1,200	△7
	その他	4,371	4,543	△172	4,567	5,033	△466
	小計	6,659	6,996	△337	6,287	6,886	△598
合計		12,419	12,445	△25	11,091	11,402	△311

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	110	110
組合等出資金	229	229
合計	340	340

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,282,235	3,482,183
うち、出資金及び資本剰余金の額	513,406	524,625
うち、利益剰余金の額	2,778,897	2,967,781
うち、外部流出予定額 (△)	10,068	10,222
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,006	10,081
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18,006	10,081
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	19,702	15,762
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,319,944	3,508,026
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,337	3,934
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,337	3,934
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,337	3,934
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,314,607	3,504,092
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	29,850,488	31,843,021
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	72,566	72,566
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△15,000	△15,000
うち、上記以外に該当するものの額	87,566	87,566
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,730,612	1,813,910
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,581,100	33,656,932
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.49%	10.41%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 自己資本の 充実度に 関する事項

(単位：百万円)

項目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	29,850	1,194	31,843	1,273
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	28,233	1,129	30,421	1,216
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	100	4
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,226	89	2,823	112
法人等向け	7,162	286	8,323	332
中小企業等向け及び個人向け	4,234	169	3,972	158
抵当権付住宅ローン	2,973	118	3,131	125
不動産取得等事業向け	6,141	245	6,502	260
三月以上延滞等	109	4	69	2
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	188	7	186	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	851	34	603	24
出資等のエクスポージャー	851	34	603	24
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	4,333	173	4,695	187
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,229	49	1,225	49
信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	229	9	229	9
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	253	10	284	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,621	104	2,956	118
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用部分	—	—	—	—
非STC要件適用部分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,544	61	1,349	53
ルック・スルー方式	1,544	61	1,349	53
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	87	3	87	3
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△15	△0	△15	△0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク	1,730	69	1,813	72
ハ、単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	31,581	1,263	33,656	1,346

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法)

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する
エクスポージャー及び
主な種類の期末残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国内	52,570	53,872	34,500	35,462	4,917	4,191	455	403
国外	3,276	3,640	—	—	3,276	3,640	—	—
地域別合計	55,846	57,513	34,500	35,462	8,194	7,832	455	403
製造業	1,645	1,533	365	373	733	800	—	—
農業、林業	272	232	272	230	—	—	—	1
漁業	61	59	61	59	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	142	230	142	230	—	—	—	—
建設業	3,890	3,901	3,890	3,901	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	1,502	1,844	1,302	1,644	200	200	—	—
情報通信業	58	36	58	36	—	—	—	—
運輸業、郵便業	782	939	381	524	400	400	—	—
卸売業、小売業	2,288	2,264	2,177	2,136	—	—	47	80
金融業、保険業	11,167	14,148	515	513	2,279	3,674	—	—
不動産業	9,653	9,975	9,418	9,775	200	200	34	—
物品賃貸業	120	84	120	84	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	206	224	206	224	—	—	—	—
宿泊業	717	769	422	485	—	—	295	283
飲食業	1,025	1,075	891	975	100	100	34	—
生活関連サービス業、娯楽業	540	466	383	425	—	—	21	16
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	152	143	152	143	—	—	—	—
その他のサービス	1,844	2,032	1,842	1,980	—	—	—	—
その他の産業	61	151	61	151	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,537	3,639	1,257	1,181	4,280	2,457	—	—
個人	10,597	10,406	10,576	10,385	—	—	21	20
その他	3,577	3,353	—	—	—	—	—	—
業種別合計	55,846	57,513	34,500	35,462	8,194	7,832	455	403
1年以下	25,972	33,039	23,969	24,836	99	499	—	—
1年超3年以下	4,203	3,859	3,137	3,026	966	833	—	—
3年超5年以下	3,372	5,020	2,246	2,204	1,125	1,838	—	—
5年超7年以下	3,893	3,773	1,446	1,809	1,173	1,764	—	—
7年超10年以下	4,279	2,977	2,340	1,806	1,539	871	—	—
10年超	5,466	3,781	877	1,156	3,289	2,025	—	—
期間の定めのないもの	5,450	2,926	483	623	—	—	—	—
その他	3,208	2,133	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	55,846	57,513	34,500	35,462	8,194	7,832	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれます。
4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 一般貸倒引当金、
個別貸倒引当金の期末残高
及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期末残高		当期増減額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
一般貸倒引当金	17	9	△ 2	△ 7
個別貸倒引当金	433	398	△ 20	△ 35
合計	451	408	△ 22	△ 43

(注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金」に係る引当は行っておりません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・備忘損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金
及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区分	個別貸倒引当金				貸出金償却額	
	期末残高		期中増減額		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	19	19	0	0	—	—
農業、林業	—	1	—	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1	43	△ 13	42	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	58	60	6	2	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	86	14	△ 3	△ 72	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	218	217	△ 8	△ 1	—	—
飲食業	3	—	3	△ 3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	14	12	△ 1	△ 2	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	0	—	0	—	—
その他のサービス	7	7	1	0	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	23	20	△ 5	△ 3	—	—
合計	433	398	△ 21	△ 35	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	10,224	—	8,262
10%	—	2,000	—	1,985
20%	433	10,052	300	11,585
35%	—	8,501	—	8,951
50%	800	386	1,300	366
75%	—	5,913	—	5,723
100%	600	16,434	1,610	16,935
150%	—	18	—	13
250%	—	481	—	480
1250%	—	—	—	—
合計	1,834	54,012	3,210	54,302

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	904	848	115	111	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーの 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	634	634	386	386
非上場株式等	340	-	340	-
合 計	974	634	726	386

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■ 出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う 損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
売却益	45	27
売却損	-	-
償 却	-	47

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

■ 貸借対照表で認識され、 かつ損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
評価損益	△25	△311

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに 関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,689	1,461
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NI	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	800	948	△15	
2	下方パラレルシフト	0	0	18	
3	スティープ化	734	916		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	800	948	18	
8	自己資本の額	ホ		へ	
		当期末		前期末	
		3,504		3,314	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給時期 c. 支給方法

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	63

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です（退任役員含む。）。

2. 上記内訳は「基本報酬」60百万円、「賞与」2百万円となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

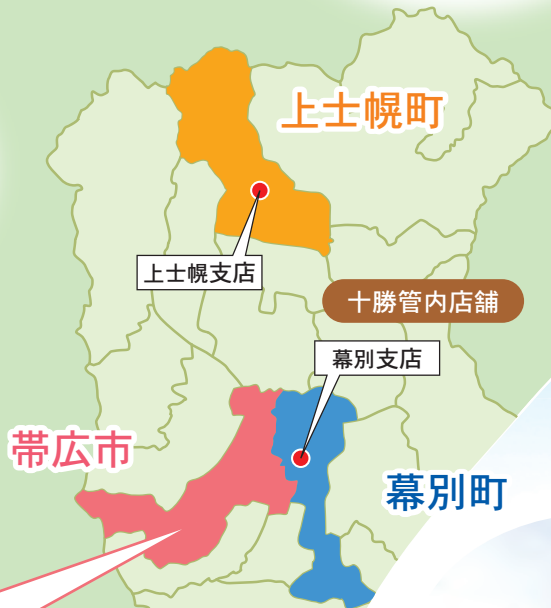
■ 法定開示項目一覧

協金法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

	頁		頁
1 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項		(7) オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
イ 事業の組織	04	ア リスク管理の方針及び手続の概要	10
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	04	イ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	10
ハ 会計監査人の名称	04	(8) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	10-11
ニ 事務所の名称及び所在地	42	(9) 金利リスクに関する次に掲げる事項	11
ホ 組合代理業者に関する事項	該当なし	ア リスク管理の方針及び手続の概要	11
2 組合の主要な事業の内容	14	イ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	35
3 組合の主要な事業に関する次に掲げる事項		【定量的な開示事項】	
イ 直近の事業年度における事業の概況	05	(1) 自己資本充実状況(自己資本比率明細)	36
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		(2) 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
(1) 経常収益	05	イ 信用リスクに対する所要自己資本額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	36
(2) 経常利益又は経常損失	05	(ア) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	36
(3) 当期純利益又は当期純損失	05	(イ) 証券化エクスポージャー	36
(4) 出資総額及び出資総口数	05	ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額	36
(5) 純資産額	05	(ア) 基礎的手法	36
(6) 総資産額	05	ハ 単体自己資本比率	36
(7) 預金積金残高	05	ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	37
(8) 貸出金残高	05	(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	37
(9) 有価証券残高	05	イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(10) 単体自己資本比率	05	ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	37
(11) 出資に対する配当金	05	(ア) 地域別	37
(12) 職員数	05	(イ) 業種別又は取引相手別	37
(13) 信託報酬	該当なし	(ウ) 残存期間別	
(14) 信託勘定貸出金残高	該当なし	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	37
(15) 信託勘定有価証券残高	該当なし	(ア) 地域別	37
(16) 信託財産額	該当なし	(イ) 業種別又は取引相手別	37
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	37
(1) 主要な業務の状況を示す指標		(ア) 地域別	37
ア 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	29	(イ) 業種別又は取引相手別	37
イ 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	29	ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却額	
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利	29	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本を排除した額	38
箱	29	(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
エ 受取利息及び支払利息の増減	29	イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	38
オ 総資産経常利益率		(ア) 適格金融資産担保	
カ 総資産当期純利益率	31	ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	38
(2) 預金に関する指標	31	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	38
ア 流動性預金、定期預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高		(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	38
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高	32	(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	38
(3) 貸出金等に関する指標	32	イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	38
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	32-33	(ア) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー	
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	33	(イ) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	38
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	32	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	38
エ 使途別の貸出金残高	30	ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	38
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合		ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	38
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし	(8) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	34
(4) 有価証券に関する指標	34	(9) 金利リスクに関する事項	38
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	34	ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	37
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	30	(1) 有価証券	07
ウ 有価証券の種類別の平均残高	該当なし	(2) 金銭信託	28
エ 預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし	(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(5) 信託業務に関する指標	08-11	ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	38
4 組合の事業の運営に関する次に掲げる事項	12	手 会計監査人の監査	37
イ リスク管理の体制	17-19	6 継続企業の前提の重要な疑義	07
ロ 法令遵守の体制			
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況			
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項			
(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる義務なし			
手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称			
(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23-28		
5 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	07		
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	07		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	07		
(2) 延滞債権に該当する貸出金	07		
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金			
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金			
ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、該当なし延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額			
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	06		
【定量的な開示事項】	06		
(1) 自己資本調達手段の概要			
(2) 自己資本充実度に関する評価方法の概要	09		
(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項			
ア リスク管理の方針及び手続の概要			
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	09		
① リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09		
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09		
(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	09		
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取組に関する事項			
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項			

金融再生法に基づく開示項目
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

十勝信用組合営業地区・店舗

真鍋庭園
「なつぞら 天陽の家」
(帯広市)大雪アーチ
(上士幌町)明野ヶ丘公園
(幕別町)

トピックス



返還不要の給付型奨学金：「しんくみはばたき奨学金」を創設。多数の応募から帯広商工会議所会頭による抽選を行いました。
(令和元年5月13日)



総代交友会新年会セミナー
テーマ：『十勝の未来とメディアの役割～そして勝毎花火ついて～』
講師：十勝毎日新聞社 代表取締役 林 浩史氏 (令和2年2月18日)



東京・横浜・横須賀の旅
年金旅行では、10月7日から4日間、軍港をめぐる歌舞伎座鑑賞等を楽しんできました。